

クリーン推進員事業

目 次

1	実施計画事業評価調書	1
2	事業概要	2
3	研修	4
4	事業費内訳	6
5	活動報告	7
6	事業導入前後比較	9
7	他市の状況	10
8	参考資料	
	(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の8	11
	(2) 「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第13条	11
	(3) 「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」第8～10条	12

1 実施計画事業評価調査

実施計画事業評価調査

評価対象年度	元年度
--------	-----

事業コード	43100101	事業名称	クリーン推進員事業	事業区分	通常事業
担当	環境部	資源循環課	問い合わせ先	048-228-5370	新規・継続

1 事業期間・根拠等

事業期間	平成 7 年度 ~ 年度
第5次川口市総合計画	IV 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち” - 3 廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進 - ① 廃棄物の減量化・再資源化
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

2 事業概要

事務分類	自治事務のうち任意のもの	実施形態	直営												
事業対象	事業の対象(市民等、団体、もの) クリーン推進員	受益者(最終的に受益を受ける人) 市民													
事業の概要	事業の目的(何のために) 地域住民と行政が一体となって活動することにより、ごみの排出抑制・減量化・資源化を推進するとともに環境美化を図る。	事業の内容(事業期間を通して何をするのか) ・ルール違反、不法投棄に関する随時の報告、要望、相談への対応 ・年4回の報告書に対する対応 ・活動に必要な研修会の実施													
元年度の 実施内容	具体的な実施内容(当該年度に何をしたのか) ・クリーン推進員の委嘱(感謝状贈呈式及び委嘱書交付式の開催、講演会の実施) ・市内10ブロックに分けての研修会の実施 ・クリーン推進員(新任)の研修を兼ねた施設見学会の実施 ・報告、相談への対応(随時)	主な実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実績</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感謝状贈呈式及び委嘱書交付式参加者数</td> <td>440</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>ブロック別研修会参加者数</td> <td>385</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>施設見学会参加者数</td> <td>28</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>		項目	実績	単位	感謝状贈呈式及び委嘱書交付式参加者数	440	人	ブロック別研修会参加者数	385	人	施設見学会参加者数	28	人
項目	実績	単位													
感謝状贈呈式及び委嘱書交付式参加者数	440	人													
ブロック別研修会参加者数	385	人													
施設見学会参加者数	28	人													
事業の成果 【定性的評価】	研修会の開催により、クリーン推進員の理解や意識が深まった。また、行政と市民をつなぐ地域のリーダーとして、啓発活動をした結果、ごみの排出抑制・減量化・資源化が推進され、あわせて環境美化が図れた。														

3 事業活動・成果の状況

指標①	名称	講演会(研修会)			指標・目標値の説明(算定式)	日頃の活動の意義と資質の向上を図るため、講演会(研修会)を実施する。	
	単位	回	指標の種別	活動			
	目標値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度
	実績値・達成状況	1 達成	1 達成	1 達成	1 達成		1 達成
指標②	名称	ブロック別研修会			指標・目標値の説明(算定式)	市内を10のブロックに分け、活動に密接な研修会を行う。また、地域の問題点や疑問点に関する情報の共有や意見交換を行う。	
	単位	回	指標の種別	活動			
	目標値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度
	実績値・達成状況	1 達成	1 達成	1 達成	1 達成		1 達成

4 年度別事業費(単位:千円)

予算費目	一般会計	04款	02項	02目	005細目	03細々目	クリーン推進員事業			
年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
予算額(A)	17,308	14,945		16,449		14,799		16,449		
決算額(B)=(C)+(D)	16,146	14,215		15,680						
財源※	特定財源(C)	0		0		0		0		
	一般財源(D)	16,146	14,215		15,680		14,799			
概算人件費(E)	4,680	2,607		4,898		2,923		2,923		
従事職員人数(人)	常勤	再任用	0.60	0.00	0.33	0.00	0.62	0.00	0.37	0.00
総事業費{(A)又は(B)}+(E)	20,826	16,822		20,578		17,722		19,372		

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算額(A)の財源を表示しています。

5 視点評価

視点	評価項目	判定	視点評価	視点	評価項目	判定	視点評価
必要性	現在の市民ニーズ	高かった	15 /15	有効性	期待どおりの成果	期待どおり	13 /15
	市関与の必要性	高かった			施策(上位目的)への貢献	高かった	
	将来的な市民ニーズ	見込める			目的に対する事業内容	適正	
効率性	コストに対する成果	高かった	13 /15	公平性	受益者の資格条件	適正	13 /15
	業務プロセス改善	検討した			受益者負担の水準	適正	
	民間活用	行った・既に行った			対象者への周知	行った	

6 総評価【定量的評価】・今後の事業展開

総評価	事業を実施する上での課題及び改善方策	今後の実施方向性	
54 /60	ごみ対策に対する市民のニーズは年々高くなっており、必要不可欠な事業である。クリーン推進員の報告書には、外国籍市民に関するもの、町会・自治会非会員に関するものなど、他課にまたがる要望等が多くみられ、対応の難易度が高くなってきている。今後は関係各課と連携を図りながら効率的で効果的な対応を行なう。	2年度	現状維持で実施
		3年度	現状維持で実施
		4年度	現状維持で実施

2 事業概要

	内 容	関係法令等
趣 旨	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の八及び川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条に基づき、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量等に熱意と識見を有する者を川口市クリーン推進委員として委嘱し、本市の施策への協力その他の活動を行うもの。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8」 「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条」
任 務	1 廃棄物の減量及び適正な処理の普及啓発に関すること。 2 廃棄物の分別及び排出指導等に関すること。 3 集団資源回収並びに環境美化活動の指導及び協力に関すること。 4 廃棄物及び再生利用対象物保管場所等の調査に関すること。 5 その他市の施策への協力に関すること。	「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第10条」
市への報告義務	年4回の定期的な報告及び臨時的な報告 (電話による報告等)	
推薦・選考について	町会、自治会の会長は、その区域内に住民登録を有する者を推進員として推進し、市長は推薦された市民の中から推進員を選考し委嘱する。	
選考基準	1 一般廃棄物の減量及び適正な処理等に熱意と識見を有する者。 2 ごみ問題に理解と意欲のある者。 3 地域住民のリーダーとして活動できる者。 4 その他市長が指定する者。	「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第9条」
定数等	※ 下記参照	「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第9条第6項」 別表
任 期	2年とする。ただし、補欠推進員の任期は前任者の残任期間とする。	
報償金	1, 800円/月	「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第8条」
貸与品	推進員証、ベスト、腕章、帽子	

※ 定数等について

単位町会の世帯数	推進員数（推進部長1人を含む。）
700世帯以下	2人
701世帯以上1, 200世帯以下	3人
1, 201世帯以上1, 600世帯以下	4人
1, 601世帯以上2, 000世帯以下	5人
2, 001世帯以上	6人

川口市

減量・適正処理の意識啓発

- 活動費の助成
- 帽子等の貸与
- 各種研修会
- 推進員の選考・委嘱
- 委嘱書・推進員証の交付

- 活動報告書の提出（年4回）
- 市の施策への協力
- 廃棄物及び再生利用対象物保管場所等の調査に関すること

推進員の推薦

クリーン推進員

- 廃棄物の減量及び適正な処理の普及啓発に関すること
- 廃棄物の分別及び排出指導等に関すること
- 集団資源回収並びに環境美化活動の指導及び協力に関すること

地域美化活動への協力

町会・自治会・市民

3 研修

	クリーン推進員 委嘱式に伴う 講演会	研修講演会	施設見学会	ブロック別研修会
	【演題】 身近なごみ対策が 地球環境を変える 【講師】 環境省環境カウンセラー 埼玉県環境アドバイザー 秋元 智子	【演題】 食品ロス及びごみの 減量について 【講師】 環境省環境カウンセラー 埼玉県環境アドバイザー 認定NPO法人川口市環境会議代表理事 浅羽 理恵	茨城県	市内10ブロック
実施 年度	隔 年 実 施			毎年度実施
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度
場所	川口総合文化 センター（リリア） 4階音楽ホール	リサイクルプラザ 4階研修室	①(株)エフピコ関東 リサイクル工場 ②明治なるほど ファクトリー守谷	P5「開催結果」 のとおり
参加者	440人/（対象）774人	91人/（申込）108人	28人/（応募）28人	385人/（対象）651人

令和元年度ブロック別研修会 開催結果

開催時間 19:00～20:00

施設予約時間 17:00～21:00

(人)

開催日		会場	該当地区	対象人数	出席人数	出席率	質疑・ 応答数 (質問者数)
日付	曜日						
8/19	(月)	戸塚環境センター ----- (2階 研修室)	戸塚	40	27	68%	10
		鳩ヶ谷庁舎 ----- (2階 大会議室)	鳩ヶ谷	91	67	74%	1
8/20	(火)	神根公民館 ----- (1階 会議室1・2号、講座室)	神根	74	34	46%	1
		新郷公民館 ----- (2階 視聴覚ホール)	新郷	31	19	61%	6
8/21	(水)	リサイクルプラザ ----- (4階 研修室)	南平 領家 朝日 朝日東	87	47	54%	1
		生涯学習プラザ ----- (1階 ホール)	青木 上青木 前川	86	57	66%	6
8/22	(木)	西公民館 ----- (2階 講座室)	中央 幸栄 西	81	45	56%	1
		芝公民館 ----- (1階 ホール)	芝	81	42	52%	3
8/23	(金)	安行公民館 ----- (1階 講座室)	安行	36	21	58%	3
		横曽根公民館 ----- (1階 集会室)	並木 横曽根 西川口	44	26	59%	2
計				651	385	59%	34

4 事業費内訳

(単位：円)

	令和2年度 予算	令和元年度 決算	平成30年度 決算	平成29年度 決算	平成28年度 決算
講師等報償金（講演会）	30,000	30,000	30,000	30,000	
クリーン推進員報償金	14,472,000	13,995,000	13,950,000	13,897,800	13,845,600
消耗品費	50,000	876,572	110,600	1,203,187	
印刷製本費		123,530		120,960	
傷害保険料	238,000	60,300	118,430	353,760	353,760
パンフレット等作成委託料		178,200		161,190	
筆耕委託料（感謝状）	9,000	15,380	5,531	14,893	3,765
イベント委託料（委嘱式）		141,480		141,480	
会場等借上料（委嘱式）		154,320		155,920	
自動車借上料（施設見学）		104,760		67,300	
合 計	14,799,000	15,679,542	14,214,561	16,146,490	14,203,125

5 活動報告

【活動報告書 提出率】

提出月	項 目	平成30年度	令和元年度
4月	現数（人）	649	648
	提出者数（人）	458	420
	提出率	71%	65%
7月	現数（人）	655	646
	提出者数（人）	445	417
	提出率	68%	65%
10月	現数（人）	652	654
	提出者数（人）	438	467
	提出率	67%	71%
1月	現数（人）	648	654
	提出者数（人）	446	434
	提出率	69%	66%

【活動報告書における主な報告内容】

- 排出調査に関する事
- 集団資源回収に関する事
- ステーションでの清掃活動に関する事
- 不法投棄調査に関する事

【令和元年度 活動報告書における要望事項欄への記載内容別件数】

	担当課	内 容	件 数
1	資源循環課	不法投棄・ルール違反に関する事	5
2		看板等に関する事	5
3		周知・啓発に関する事	15
4		路上喫煙に関する事	0
5		事業系ごみに関する事	2
6		その他	30
7	収集業務課	不法投棄・ルール違反に関する事	6
8		看板等に関する事	6
9		資源物持ち去りに関する事	1
10		その他	19
11	公園課	不法投棄・ルール違反に関する事	1
12		看板等に関する事	1
13		樹木の剪定・伐採等に関する事	0
14		その他	1
15	河川課	不法投棄に関する事	1
16		その他	1
17	道路維持課	不法投棄に関する事	2
18		側溝に関する事	1
19		その他	1
20	その他	その他	2
合		計	100

【活動報告書 市への要望例（令和元年7月～12月）】

	クリーン推進員からの要望	市からの回答
1	一般ごみと資源ごみのステーションが別である旨の看板等設置希望について	資源循環課又は収集業務課にて、ステーションに設置する看板（一般ごみ・資源ごみ）を貸出している。
2	中国語のゴミ分別の冊子及びチラシの作成について	資源循環課で作成・配布している冊子「川口市家庭ごみの分け方・出し方（中国語版）」を案内。
3	外国人の方への、ゴミの捨て方・分別の指導依頼について	外国の方が多く住んでいるアパートを中心に、「川口市家庭ごみの分け方・出し方（英語・中国語・タガログ語版）」をポスティングし、その旨を報告。
4	「不法投棄禁止」「ゴミ出しはルールを守って」等の看板、及び外国籍のチラシ希望（収集日・置場所等）	看板については収集業務課にて貸出をしている旨を案内。外国語のチラシについては、資源循環課にて「川口市家庭ごみの分け方・出し方」冊子を9か国語用意している旨を案内。
5	中身の入った缶詰の処分方法について	缶を開け、中身は一般ごみ、缶は金属で排出して頂くよう案内。
6	ゴミ収集場所の看板の交換について	資源循環課、収集業務課にて新しい看板の貸出を行っている旨を案内。
7	自販機等周辺に散乱しているゴミへの対応方法について	自動販売機設置者に清掃の義務がある旨を案内。
8	ベトナム語の啓発資料について	資源循環課にて「川口市家庭ごみの分け方・出し方（ベトナム語版）」を用意している旨を案内。
9	荒川河川沿いにおけるスポーツ自転車の規制・対策について	荒川河川下流事務所へ電話にて伝達。看板を設置するとの回答を得たため、その旨を報告。
10	配線がある場所に掲示されている看板の交換について	収集業務課を案内。
11	不法投棄禁止の啓発物（看板、ステッカー等）作成について	収集業務課を案内。
12	公園のベンチに「ポイ捨て禁止（煙草の吸殻）」の看板設置を希望する件について	現地を確認したところベンチ後方に看板の設置がある旨を確認。本人に電話し、ベンチを使用する全ての人が煙草を吸うわけではないのでベンチへの直接の貼付が難しい旨を伝えたと、納得頂く。
13	見沼用水路清掃依頼について	河川課へ連絡。本人と連絡をとり対応するとのこと。
14	集積所におけるルール違反者への対策について（前夜のゴミ出し・分別不理解）	「川口市家庭ごみの分け方・出し方」冊子、及びホームページを案内。
15	新しい資源物ステーション用看板について	資源循環課、収集業務課にて新しい看板の貸出を行っている旨を案内。町会に在庫があるのでそれを使用するとのこと。
16	公園（芝中田東・西・南・北）に、利用時のルールを記載した看板（中国語・トルコ語）の設置について	公園課へ連絡。本人と連絡をとり対応するとのこと。
17	ステーションに設置されている看板の交換、アパートが設置したごみ集積ボックスの損壊による周辺への被害について	現地を確認し、集積ボックスが修復済であること、及び周辺の衛生面を確認し、その旨を報告。
18	資源物ステーションに生ごみを出す外国人への対処方法について	本人に電話で確認したところ、不特定多数の人が置いていくので人物を特定できないとのこと。また外国語の看板は設置済みであり、分け出しも逐一交付しているので、もう少し様子を見とのこと。
19	月別ゴミ出しカレンダー（外国語版）作成希望について	本人に電話で確認したところ、外国の方は第一・第三の曜日の区別がつかないため困っているとのこと。
20	ごみの分別、収集日を守らない人（特に外国の方）への対応について	「川口市家庭ごみの分け方・出し方」冊子、及び看板を案内。
21	月2～3回の不法投棄防止パトロールを希望する件について	収集業務課を案内。

6 事業導入前後比較

		導入前	導入後
ごみに関する課題	ごみ集積所の管理	夜間におけるごみの排出 ⇒	夜の排出指導により、夜間におけるごみの排出が減少
		カラスによる被害が多発 ⇒	ネットで集積所をカバーすることで被害が減少
		マナーの悪さ ⇒	巡回指導によりマナーが改善
		違反袋（黒）での排出 ⇒	巡回指導により減少
	不法投棄	不法投棄が頻発 ⇒	巡回と指導により不法投棄が減少
	ごみ問題に対する意識の醸成	行政に一任 ⇒	ごみ問題に対する市民の意識の高まり

7 他市の状況

市町村名	人口数(人)	名称	報償金(円)	支払条件	委嘱数	報告書	研修/備考
川口市	608,390	川口市クリーン推進員	1,800/月 (平成17年度まで 2,000/月)	一律給付	646名	3ヶ月毎に提出	・毎年度8月に10地区に分けて研修を開催。 ・隔年で、視察研修と講演会を交互に実施。
さいたま市	1,318,363	クリーンさいたま推進員	—	—	1,457名	—	・委嘱式と次年度の1月に全員を対象に研修を開催。
川越市	344,682	かわごえ環境推進員	7,200/年	一律給付	約860名	支部毎に年に1度 提出	・自治会の上部組織が22の支部に分かれており、支部長(40名)を対象に、毎年研修を開催。 ・2年に1回、推進員全員を対象に研修を開催。(年度末)
熊谷市	196,223	熊谷市環境美化推進員	5,000/年	一律給付	466名	—	・毎年5月に研修会を開催(今年は中止) ・埼玉県の出前講座を活用
所沢市	344,604	所沢市環境推進員	10,000/年 (事務局と町会で半額 ずつ折半)	一律給付	1,121名	事務局総会資料 を提出	・5/27総会 中止 ・7/2 理事会 開催未定 ・1月研修会 開催未定 コロナの影響による
春日部市	233,841	クリーンかすかべ推進員	平成21年度まで 2,000/月 平成22年度から無報酬	—	535名	平成21年度まで有 (3ヶ月に1回 提出) 平成22年度から 廃止	・委嘱式の時に研修を開催。 ＜報償金廃止の理由＞ ①市民に分別収集が定着した事に伴い、推進員の役割が減少した為 ②市の財政問題によるもの ※報償金廃止の際には推進員からの反対意見多数あり。
越谷市	344,682	越谷市廃棄物減量等推進員	—	—	580名	排出状況報告書 (3ヶ月に1回)	・研修なし。新規の推進員あてに活動の説明書を送付。 ・コロナ感染拡大防止のため、4～6月は活動を休止する よう通知を出したとのこと。
上尾市	229,037	上尾市環境美化推進員	年間16,000 ～55,000 内訳<地区毎15,000 +世帯割 (1,000～40,000)>	一律給付	216名	—	・昨年度までは地区ごとによりサイクル研修、視察研修、市のゴミ処理研修を実施。今年度から研修制度の廃止を検討。

8 参考資料

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の8

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進員)

第五条の八 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

(2) 「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第13条

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成7年3月16日条例第14号）

最終改正：令和元年9月27日条例第29号

改正内容：令和元年9月27日条例第29号〔令和元年12月14日〕

(推進員)

第13条 市長は、法第5条の8の廃棄物減量等推進員として、川口市クリーン推進員（以下「推進員」という。）を委嘱する。

2 前項に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

(3) 「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」第8～10条

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(平成7年6月30日規則第33号)

最終改正:令和元年12月13日規則第33号

改正内容:令和元年12月13日規則第33号[令和元年12月14日]

(推進員の任期等)

第8条 条例第13条に定める川口市クリーン推進員(以下「推進員」という。)の任期は、2年とする。ただし、補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 市長は、推進員に様式第1号の推進員証を交付する。
- 3 市長は、推進員の活動に対して、活動費を助成し、及び帽子等を貸与するものとする。
- 4 市長は、本市との連絡調整及び推進員の活動効果を高めるため、連絡会議及び各種研修会を開催する。

(推進員の推薦及び選考基準等)

第9条 町会及び自治会(以下「単位町会」という。)の会長は、その単位町会の区域に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者の中から、推進員を推薦することができる。

- 2 前項の推薦は、様式第2号の推薦書により行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により推薦された市民の中から次の者を推進員として選考し、委嘱する。
 - (1) 一般廃棄物の減量及び適正な処理等に熱意と識見を有する者
 - (2) ごみ問題に理解と意欲のある者
 - (3) 地域住民のリーダーとして活動できる者
- 4 前3項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、第1項の規定により推薦された市民以外の者に推進員を委嘱することができる。
- 5 推進員の委嘱は、委嘱書の交付をもって行う。
- 6 推進員の定数は、単位町会の世帯数に基づき、別表に定める人員とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。
- 7 市長は、推進員の中から、クリーン推進部長を置くことができる。

(推進員の任務)

第10条 推進員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の減量及び適正な処理の普及啓発に関すること。
 - (2) 廃棄物の分別及び排出指導等に関すること。
 - (3) 集団資源回収並びに環境美化活動の指導及び協力に関すること。
 - (4) 廃棄物及び再生利用対象物保管場所等の調査に関すること。
 - (5) その他市の施策への協力に関すること。
- 2 推進員は、前項の任務について、様式第3号の報告書により、市長に年4回の定期的な報告及び臨時的な報告をしなければならない。
 - 3 推進員は、任務の遂行に当たっては、本市が貸与する腕章、帽子等を着用するとともに、第8条第2項に規定する推進員証を携帯しなければならない。

別表(第9条関係)

単位町会の世帯数	推進員数(推進部長1人を含む。)
700世帯以下	2人
701世帯以上1,200世帯以下	3人
1,201世帯以上1,600世帯以下	4人
1,601世帯以上2,000世帯以下	5人
2,001世帯以上	6人

文化財センター施設運営費
郷土資料館施設運営費

目 次

1	実施計画事業評価調書	1
2	各施設の利用実績（平成 29 年度～令和元年度）	3
3	各施設のイベント内容（令和元年度）	4
4	企画展 委託概要（郷土資料館）	5
5	各施設の比較資料	6
6	他市の状況	7
7	今後の施設のあり方について	8
8	各施設パンフレット（クリアファイル）	

1 実施計画事業評価調書

実施計画事業評価調書

評価対象年度	元年度
--------	-----

事業コード	35200801	事業名称	文化財センター施設運営費	事業区分	通常事業
担当	生涯学習部	文化財課	問い合わせ先	222-2421	新規・継続

1 事業期間・根拠等

事業期間	平成 18 年度 ~ 年度
第5次川口市総合計画	Ⅲ 産業や歴史を大切に“地域の魅力と誇りを育むまち” - 5 地域資源の活用 - ② 歴史的資源の保護と活用
根拠法令等	文化財保護法、川口市立文化財センター設置及び管理条例

2 事業概要

事務分類	自治事務のうち任意のもの	実施形態	直営
事業対象	事業の対象(市民等、団体、もの)	受益者(最終的に受益を受ける人)	
	文化財センター	市民等	
事業の概要	事業の目的(何のために)	事業の内容(事業期間を通して何をするのか)	
	市内に所蔵する資料を文化財センターに収集・保管し、展示・活用する施設として運営するもの。	文化財資料の整理作業を実施し、活用・収蔵を行う。また市民に文化財の大切さを周知するために、文化財に関する講座等の開催のほか、企画展を開催する。	
元年度の 実施内容	具体的な実施内容(当該年度に何をしたのか)	主な実績	
	文化財資料の展示・収蔵・学習を行う施設として文化財センターを運営した。また、小中学校の歴史教室社会科見学、団体見学への対応を行った。	項目	実績
		来館者数	5,266 人
事業の成果 【定性的評価】	文化財資料の整理・保管、常設展示を行い、また、小中学生対象の歴史教室の実施や社会科見学への対応により、文化財愛護精神を養う一助とした。		

3 事業活動・成果の状況

指標①	名称	文化財センター来館者数			指標・目標値の説明(算定式)	過去の来館者数の推移を基に算出		
	単位	人	指標の種別	結果				
	目標値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	実績値・達成状況	4,922 達成	4,342 達成	5,266 達成				
指標②	名称				指標・目標値の説明(算定式)			
	単位		指標の種別					
	目標値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	実績値・達成状況							

4 年度別事業費(単位:千円)

予算費目	一般会計	10款	06項	08目	004細目	01細々目	文化財センター施設運営費	
年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度		
予算額(A)	1,228	2,707		2,117	1,790	1,790		
決算額(B)=(C)+(D)	1,209	2,544		1,324				
財源※	特定財源(C)	193	309		192	199		
	一般財源(D)	1,016	2,235		1,132	1,591		
概算人件費(E)	12,480	12,640		12,640	12,640	12,640		
従事職員人数(人)	常勤	再任用	1.60	0.00	1.60	0.00	1.60	0.00
総事業費{(A)又は(B)}+(E)	13,689	15,184		13,964	14,430	14,430		

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算額(A)の財源を表示しています。

5 視点評価

視点	評価項目	判定	視点評価	視点	評価項目	判定	視点評価
必要性	現在の市民ニーズ	高かった	15 /15	有効性	期待どおりの成果	期待どおり	13 /15
	市関与の必要性	高かった			施策(上位目的)への貢献	高かった	
	将来的な市民ニーズ	見込める			目的に対する事業内容	適正	
効率性	コストに対する成果	高かった	9 /15	公平性	受益者の資格条件	適正	13 /15
	業務プロセス改善	検討した			受益者負担の水準	適正	
	民間活用	行わなかった			対象者への周知	行った	

6 総評価【定量的評価】・今後の事業展開

総評価	事業を実施する上での課題及び改善方策	今後の実施方向性
50 /60	歴史教室の実施や社会科見学への対応等によって来館者の確保に努めた。今後もPR等により来館者の増加につなげたい。	2年度 現状維持で実施 3年度 現状維持で実施 4年度 現状維持で実施

実施計画事業評価調書

評価対象年度	元年度
--------	-----

事業コード	35200232	事業名称	郷土資料館施設運営費	事業区分	主要な事業 政策宣言14
担当	生涯学習部	文化財課	問い合わせ先	222-2421	新規・継続

1 事業期間・根拠等

事業期間	平成 23 年度 ~ 年度
第5次川口市総合計画	Ⅲ 産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち” — 5 地域資源の活用 — ② 歴史的資源の保護と活用
根拠法令等	文化財保護法、川口市立文化財センター設置及び管理条例

2 事業概要

事務分類	自治事務のうち任意のもの	実施形態	一部委託	
事業対象	事業の対象(市民等、団体、もの)	受益者(最終的に受益を受ける人)		
	郷土資料館	市民等		
事業の概要	事業の目的(何のために)	事業の内容(事業期間を通して何をやるのか)		
	市民に郷土の歴史・民俗・文化についての理解、文化財愛護の精神を深めてもらうとともに、収蔵資料を後世に伝えるもの。	文化財資料の展示・学習会・収蔵を行う施設として郷土資料館を運営する。		
元年度の 実施内容	具体的な実施内容(当該年度に何をしたのか)	主な実績		
	企画展2回(「川口味ものがたり～水が育んだ味噌・ソース・酒～」展、「今、思い出す。懐かしいあの頃の暮らし。～昭和の遊び～」展)、講座3回(ソース作り体験教室、味噌作り体験教室、醸造文化めぐりバスツアー)を実施した。また社会科見学対応を実施した。	項目	実績	単位
		企画展 参加者数	3,720	人
	講座 参加者数	68	人	
事業の成果【定性的評価】	市民に郷土川口の歴史・民俗・文化について理解を深めていただくとともに、文化財愛護精神の高揚に寄与できた。			

3 事業活動・成果の状況

指標①	名称	郷土資料館実施事業来館・参加者数			指標・目標値の説明(算定式)	過去の来館・参加者数の推移を基に算出					
	単位	人	指標の種別	結果							
	目標値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	実績値・達成状況	3,154 未達成		3,429 未達成		4,364 達成					
指標②	名称				指標・目標値の説明(算定式)						
	単位		指標の種別								
	目標値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	実績値・達成状況										

4 年度別事業費(単位:千円)

予算費目	一般会計	10款	06項	08目	007細目	01細々目	郷土資料館施設運営費			
年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
予算額(A)	3,776	5,918		6,951		6,531		6,531		
決算額(B)=(C)+(D)	3,552	5,119		6,411						
財源※	特定財源(C)	1,102	1,049		1,068		1,044			
	一般財源(D)	2,450	4,070		5,343		5,487			
概算人件費(E)	14,820	15,010		15,010		15,010		15,010		
従事職員人数(人)	常勤	再任用	1.90	0.00	1.90	0.00	1.90	0.00	1.90	0.00
総事業費{(A)又は(B)}+(E)	18,372		20,129		21,421		21,541		21,541	

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算額(A)の財源を表示しています。

5 視点評価

視点	評価項目	判定	視点評価	視点	評価項目	判定	視点評価
必要性	現在の市民ニーズ	高かった	15 /15	有効性	期待どおりの成果	期待どおり	13 /15
	市関与の必要性	高かった			施策(上位目的)への貢献	高かった	
	将来的な市民ニーズ	見込める			目的に対する事業内容	適正	
効率性	コストに対する成果	どちらともいえない	13 /15	公平性	受益者の資格条件	適正	13 /15
	業務プロセス改善	行った・既に行った			受益者負担の水準	適正	
	民間活用	行った・既に行った			対象者への周知	行った	

6 総評価【定量的評価】・今後の事業展開

総評価	事業を実施する上での課題及び改善方策	今後の実施方向性	
54 /60	旧田中家住宅の重要文化財指定を記念して企画展を実施し、また旧田中家住宅をサテライト会場にするなど、関連イベントを増加して実施し、効果の拡大を図った。新型コロナウイルス感染拡大防止のための行事中止や臨時休館により、来館者数に若干の影響があったが、今後も内容や実施方法を充実し、来館者増に努めていきたい。	2年度	現状維持で実施
		3年度	現状維持で実施
		4年度	現状維持で実施

2 各施設の利用実績（平成29年度～令和元年度）

(1) 入場者数（社会科見学・生活科町探検含む）

		平成29年度	平成30年度	※学校数（延べ） 令和元年度	
文化財センター	入場者数（人）	4,922	4,342	5,266	
	社会科見学・生活科町探検	学校数（校）	32	36	28
		見学者数（人）	2,557	2,843	2,454
		引率	126	157	126
	合計	2,683	3,000	2,580	
郷土資料館	入場者数（人）	3,154	3,429	4,364	
	社会科見学・生活科町探検	学校数（校）	14	14	8
		見学者数（人）	1,033	(*) 967	728
		引率	55	42	44
	合計	1,088	1,009	772	

(*) うち中学生74人

■社会科見学・生活科町探検

【対象】 市内小・中学校

【実施学年】 平成29年度：小学2・3年生

平成30年度：小学2・3・6年生、中学2年生、適応指導教室

令和元年度：小学2・3年生、適応指導教室

(2) 歴史教室利用者数

■歴史教室

【対象】 市内小・中学校

【実施学年】 小学校6年生

実施希望校が3コースの中から選択する。

①文化財センター来館コース

②文化財課職員による出前授業コース

③文化財課収蔵資料等貸出コース

※学校数（延べ）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
歴史教室	学校数（校）	2	0	5
	児童数（人）	209	0	431
	①来館コース	45	46	42
	②出前授業コース	4	9	4
	③貸出コース	51	55	51
	合計	4,760	5,270	4,384

3 各施設のイベント内容（令和元年度）

（1）文化財センターのイベント内容

No.	事業の名称	開催日	人数	備考
1	夏休み子ども体験教室 「勾玉をつくろう！」	7/20(土)・24(水)・ 27(土)・30(火)	122人	川口の古代及び勾玉に関する学習及び勾玉作りを実施
2	夏休み子ども体験教室 「この文字！探検隊！」&「旧田中家住宅探検隊」	8/1(木)・2(金)	12人	江戸時代の文字等に関する学習及び旧田中家住宅の見学を実施
3	夏休み子ども体験教室 「縄文人になって縄文土器をつくろう！」	8/3(土)	28人	川口の古代に関する学習及び粘土を使用した土器作りを実施
4	夏休み子ども体験教室 「縄文ポシエットをつくろう！」	8/4(日)	21人	川口の古代に関する学習及びクラフトバンドを使用したポシエット作りを実施

（2）郷土資料館のイベント内容

No.	事業の名称	開催日	人数	備考
1	夏休み自由研究サポート相談	7/26(金)～8/23(金)	47人	郷土の歴史・地理・文化財に関する調べ学習の支援
2	企画展「川口味ものがたり 一水が育んだ味噌・ソース・酒―」	10/12(土)～12/22(日)	3,028人	川口の水を使い製造していた味噌・スープ・ビール等、川口ならではの醸造の歴史を紹介する展示会。
3	郷土資料館歴史講座① 「ソース作り体験教室」	11/23(土)	20人	企画展見学と歴史散歩 ブルドックソース株式会社社員を講師としたソース作り体験
4	文化財めぐりバスツアー 「食べて埼玉！日本の醸造を探る旅！」	11/27(水)	23人	企画展見学 ヤマキ醸造、横関酒造等の見学
5	郷土資料館歴史講座② 「味噌作り体験教室」	12/21(土)	25人	企画展見学 NPO法人鳩ヶ谷協働研究所職員を講師とした味噌作り体験
6	企画展「今、思い出す。懐かしいあの頃のくらし。 ～昭和の遊び(おもちゃ)を中心に～」	1/21(火)～3/1(日)	692人	昭和時代の生活道具や川口市に関わる写真などの展示を行い、川口の暮らしの変化を紹介する展示会。

4 企画展 委託模写 (郷土資料館)

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		秋	冬	秋	冬	秋	冬
企画展名		母なる芝川 -川口をつらぬく川-	思い出の川口 ~くらし・風景・遊び~	日光御成道展 大変だ！将軍様が やってくる！！	変わる街 変わる暮らし	川口味ものがたり -水が育んだ 味噌・ソース・酒-	今、思い出す。 懐かしい あの頃のくらし ~昭和の遊び (おもちゃ)を中心に~
開催期間		平成29年10月28日 ~12月27日	平成30年1月13日 ~3月11日	平成30年10月2日 ~12月2日	平成31年1月16日 ~3月10日	令和元年10月12日 ~12月22日	令和2年1月21日 ~3月1日
来場者数		1,681人	2,508人	6,765人	1,158人	3,028人	692人
文化財 展示製作 等委託	委託先	(株) 丹青社	(株) 雄文社	(株) 日展	Takada Works	(株) 宮内工芸	(株) 雄文社
	委託金額	999,000円	99,511円	1,890,000円	385,309円	1,639,000円	824,967円
文化財等 運搬委託	委託先			日本通運(株)			日本通運(株)
	委託金額			174,800円			166,000円

5 各施設の比較資料

	文化財センター	郷土資料館
コンセプト	旧中央公民館建物を利用し、文化財資料の収集・收藏、展示、学習・活用を目的として設置された。	元鳩ヶ谷市立郷土資料館で、鳩ヶ谷地区を中心とした川口の歴史・文化財を展示している。 平成23年川口市との合併とともに、文化財センター分館となった。
文化財展示・保管点数	15,541点	15,469点
施設	エントランス 2階 展示室1 展示室2 企画展示室 事務室 收藏庫 3階 図書室 整理室(2) 写真室 実習室(2)	1階 事務室 2階 常設展示室 3階 大熊氏広展示室 3階 小谷三志展示室 3階 企画展示室
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・UR川口本町の2階～3階 ・文化財課の執務(文化財保護の拠点) ・市指定文化財を多数收藏 ・鋳物業関係資料の展示 	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市指定文化財を收藏 ・建物は、鳩ヶ谷商工会と併設

收藏庫	收藏点数
鋳物資料室收藏庫	20,404点
元郷文化財收藏庫	1,937点
弥平文化財收藏庫	5,187点
芝園收藏庫	216点
里文化財收藏庫	49,000点
神根文化財收藏庫	2,508点
北原台收藏庫	
文化財センター收藏庫	15,541点
中青木收藏庫	349,803点
郷土資料館收藏庫	15,469点
合計	460,065点

6 他市の状況

市	施設名	概要	開館時間	入館料・使用料
さいたま市	さいたま市立博物館	原始・古代から現代に至るさいたま地域の歴史を見学できる博物館。	9:00～16:30	無料
	さいたま市立浦和博物館	浦和地域の人々の生活を資料をテーマ別に展示している博物館。	9:00～16:30	無料
	浦和くらしの博物館 民家園	伝統的な建造物を移築復元している野外博物館。	9:00～16:30	無料
	旧坂東家住宅 見沼くらしっく館	復元した市指定文化財「旧坂東家住宅」を中心に、かつての農家の環境を再現した野外博物館。	9:00～16:30	無料
	与野郷土資料館	与野文化財資料室の資料を引き継いだ博物館施設。	9:00～16:30	無料
	岩槻藩遷喬館	埼玉県史跡に指定され、埼玉県内では唯一現存する藩校の建物。	9:00～16:30	無料
	岩槻郷土資料館	旧岩槻警察署の建物を使い、岩槻の歴史についての展示を行っている。	9:00～16:30	無料
	鴻沼資料館	さいたま市立博物館の分館。鴻沼地域の民俗資料を中心とした展示を行っている。	9:00～12:00	無料
	旧高野家離座敷	茅葺き寄棟の市指定有形文化財。	9:00～16:30	無料
岩槻人形博物館	教育委員会ではなくスポーツ文化局所管（大宮盆栽美術館のような文化芸術施設扱い）	9:00～17:00	一般 300円 高校・大学・65歳以上 150円 小・中学生 100円	
川越市	川越市立博物館	旧川越城の二の丸跡に建築された博物館。	9:00～17:00	一般 200円 大学・高校生 100円
越谷市	越谷市日本文化伝承の館 こしがや能楽堂	能楽・茶道等の伝統芸術の拠点施設。	9:00～21:30	隣接する日本庭園「花田苑」 入園料 100円 舞台・楽屋・付属設備使用料は別途
	越谷市保存民家 大間野町旧中村家住宅	江戸時代に旧大間野村の名主を勤めた中村家の旧宅。	9:00～17:00	一般 100円 小・中学生 50円
	越谷市指定有形文化財 旧東方村中村家住宅	建築年代が確認できるものでは越谷市最古の住宅(1772年)。	9:00～17:00	一般 100円 小・中学生 50円
戸田市	郷土博物館	戸田の歴史と自然を展示。図書館と併設。	10:00～16:30	無料
蕨市	歴史民俗資料館	蕨宿や織物をはじめ歴史を展示。	9:00～16:30	無料
	歴史民俗資料館分館	明治時代の織物買継商の邸宅を公開。	10:00～16:00	無料
草加市	歴史民俗資料館	郷土の歴史資料や民俗資料を展示。旧草加小学校西校舎	9:00～16:30	無料

7 今後の施設のあり方について

文化財センターは、本館1館、分館3館（旧田中家住宅、郷土資料館、歴史自然資料館）の計4館を運営・管理している。

そのうち文化財センター本館は、文化財資料の展示公開・活用施設であるとともに、文化財課（管理係、文化財保護係、埋蔵文化財係）の執務場所となっており、文化財資料の調査・整理、古文書資料の整理・解読を行っている。

その他、文化財資料収蔵庫を10か所管理しており、合計で約460,000点の文化財資料を収蔵している。

現在、施設の老朽化により、移転や集約化が課題となっている。

しかしながら、文化財センター本館と郷土資料館は、県指定文化財や市指定文化財という貴重な文化財をそれぞれ保管しており、特に文化財センター本館は、鋳物業に関わる大型で重量のある資料が多く、また、郷土資料館は、旧鳩ヶ谷市以来の根強い地元市民の来館もあり、課題解決が、なかなか進まないのが現状である。

今後、統合も含めた移転について検討していく上で、収蔵庫の集約化も視野に入れながら、関係各課と連携して適地を探していく予定である。